令和5年度第1回 大阪狭山市総合教育会議 議事録

令和6年2月22日(木) 1. 日 時

開会:午前10時 閉会:午前11時30分

- 大阪狭山市役所 3階 委員会室 2. 場 所
- 大阪狭山市長 古川 照人 3. 出席者

大阪狭山市教育委員会

教育長 竹谷 好弘

教育委員 山田 順久

教育委員 田川 宜子

教育委員 河合 洋次

教育委員 井上 寿美

(事務局等)

副市長 田中 斉 副市長 堀井 善久 政策推進部長 古頃 孝司 政策推進部企画グループ課長 西野 公一 政策推進部企画グループ課長補佐 奥平 歩実 教育委員会事務局教育部長 山田 裕洋 教育委員会事務局教育監 寺下 憲志 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務グループ課長 浜口 亮 教育委員会事務局教育部副理事 酒谷 由紀子 教育委員会事務局教育部副理事兼学校教育グループ課長 中本 真司

教育委員会事務局教育部社会教育グループ課長 東野 貞信 教育委員会事務局教育部歴史文化グループ課長 森口 健次 教育委員会事務局教育部教育施設グループ課長 神楽所 保則

教育委員会事務局こども政策部長 山本 泰士

教育委員会事務局こども政策部次長兼保育・教育グループ課長

塚本 浩二

教育委員会事務局こども政策部子育て支援グループ課長 井上 知久

教育委員会事務局こども政策部放課後こども支援グループ課長

岩間 かおり

(以上23名)

- 4. 傍聴者 5名
- 5. 会議の概要
  - (1) 開会
  - (2) 案件
    - 1. 大阪狭山市立学校園の今後のあり方について
    - 2. 大阪狭山市教育振興基本計画の改定に伴う教育大綱の取扱いについて
    - 3. その他
  - (3) 閉会

### ○事務局(政策推進部企画グループ課長)

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回大阪狭山市総合教育会議を 開催させていただきます。

本日は、公私何かとお忙しい中、本会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

私は、本会議の事務局を務めます大阪狭山市政策推進部企画グループ課長の西野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

案件に入ります前に、本日、皆様にお配りをいたしております資料の確認をさせてい ただきます。

本日の資料は、会議次第、資料1といたしまして「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針(素案)」、資料2といたしまして「教育大綱の法的位置づけ」、資料3といたしまして現行の「大阪狭山市教育大綱」、資料4といたしまして「第2期大阪狭山市教育振興基本計画(概要版)」、資料5といたしまして「教育振興基本計画改定スケジュール」でございます。

以上、次第を含めて6点でございます。皆様、資料はお揃いでしょうか。

次に、会議の公開についてご報告を申し上げます。大阪狭山市総合教育会議設置要綱第6条の規定に基づき本会議は公開としており、「大阪狭山市総合教育会議運営要領」第3条の規定に基づきまして、本会議の定員は10名までといたしております。

なお、本日は5名の方が傍聴にお見えになっておりますことをご報告申し上げます。 それでは、ここからは、市長に議事を進めていただきます。市長、よろしくお願いい たします。

#### ○市長

改めまして、おはようございます。

本日は、令和5年度第1回大阪狭山市総合教育会議にご出席いただきまして誠にありが とうございます。

また、教育委員の皆さんには、常日頃、大阪狭山市の教育行政各般に渡りまして、いろいろとご理解とご協力を賜っております。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

本日の議題、案件ですけれども、大きく2点ございます。1点目が「大阪狭山市立学校園の今後のあり方について」、2点目が「大阪狭山市教育振興基本計画の改定に伴う教育大綱の取り扱いについて」でございます。

どちらも、大阪狭山市の教育、教育行政にとって非常に大切な項目でございますので、 これまでの教育委員会としての取り組みも含めて、この後、いろいろと教育委員の皆さん からのご意見を頂戴したいと思っています。

とりわけ、この第1点目の大阪狭山市立学校園の今後のあり方につきましては、これまで教育委員会議で、教育委員の皆さんはじめ、教育委員会事務局職員もいろいろと検討に検討を重ねてこられたと聞いています。

この適正規模・適正配置に関する実施方針についての素案が今回取りまとめられたということでありますので、今日はその内容をご報告いただいて、今後の方向性について、共有をしていきたいと思っています。

また、2点目につきましては、これは本市教育委員会が策定をしています教育振興基本計画をもとに、大綱という形をとっておりますが、行政と教育委員会がより連携を深めてしっかりと、この計画を実行していくということで、これまでも本市では様々な事業展開をしてきています。

今日は、教育振興基本計画の改定に伴って、本市の教育大綱の策定について、今後どう 取り扱っていくのかということについて協議してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、これからの本市の教育行政として重要なテーマでありますし、 市民の関心事のテーマでもあります。

今後、大阪狭山市の子どもたちにどのような教育をしていくのか、どうしていくのが最善の方法なのかということ。何よりも、大阪狭山市の教育を受けたいと思ってもらえる方を、今後も引き続き、どうすれば作っていけるのかということも踏まえた上で、今日は皆さんといろいろと意見交換をさせていただければと思っています。

それでは、案件に従って進めてまいります。案件1「大阪狭山市立学校園の今後のあり 方について」ということで、まずは教育委員会事務局から説明をお願いいたします。

# ○教育部次長兼教育総務グループ課長

教育委員会におきましては、本市の未来を支える子どもたちにとって安全でより良い教育・保育環境の充実を図ることを目的として、市立幼稚園、認定こども園、小・中学校を対象に「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」を昨年2月に策定いたしました。

基本方針では、学識経験者、公募市民、PTAや学校園の代表等で構成する「大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会」からの答申に基づき、園児及び児童生徒にとって望ましい教育環境を実現するため、学校園の適正規模を定めているほか、規模の適正化を図るための手法について示しておりますが、ご承知のとおり、一部の学校園におきましては、すでに適正規模の要件を満たしていない場合や校舎の老朽化や運動場の狭隘化など施設面において早急な対応が必要となっているところもあり、今後、それぞれの課題解消に取り組む優先順位や具体的な対応策の内容、実施時期について示す方針を策定することとしました。

具体的な対応策の検討にあたっては、まず、園児数が減少し、複数学級での運営が難しい状況にある市立幼稚園につきましては、幼児期の発達段階に応じた集団活動の維持・充実を図るために、適正な規模での教育・保育の機会を提供するため、再編・統合に取り組むこととし、その施設の配置については、既存の施設の活用のほか、既存の認定こども園や保育所等も含めた地域間での立地のバランスや、周辺の交通、道路事情や駐車・駐輪スペースなどについて検討するとともに、送迎バスの導入や保護者からのニーズの高い預かり保育の充実、給食の実施などについて検討しました。

また、二つの園舎で運営しているため、認定こども園の良さを活かした教育・保育の実践が重要な課題となっているこども園につきましては、施設の老朽化のほか、職員配置においても非効率的な運営が続いていることから、一つの園舎での運営の実現に向けて、園舎の移転、建て替えや増改築による施設の統合を進めていくとともに、定員の見直しや満3歳児保育の実施についても検討しました。

なお、具体的な再配置の手法や時期、立地については、小・中学校の適正配置や市全体

の公共施設の再配置の取組み、今後のまちづくりの動向なども視野に入れながら、他の施設との複合化も含めて検討を進めてまいりました。

次に小・中学校につきましては、児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うことを前提に、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も勘案しつつ、規模の適正化に向けて検討していくこととし、そのうえで、学校は各地域のコミュニティの核としての性格も有しており、防災や地域の交流の場など様々な機能を併せ持っていることから、将来のまちづくりの視点も踏まえた検討をしてまいりました。

これらの様々な検討事項の結果を踏まえ、市長部局において策定する「公共施設再配置計画」との整合を図るため、庁内の関係部署との協議を幾度も重ね、まずは、特に今後10年間に優先的に取り組むべき学校園について整理し、昨年12月の令和5年第12回及び本年1月の令和6年第1回の教育委員会定例会議において議論し、まとめました対応策の内容につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元に配付させていただいております、|資料1|をご覧ください。

まず、1ページの1番の「はじめに」にありますとおり、本方針は、幼稚園の園児数の減少や学校規模の小規模化と大規模化が同時進行していることに加え、また、老朽化等により根本的な改善が必要な施設があり、これらの課題の解消に取り組む 優先順位や対策内容、実施時期について具体的に示すため、策定するものでございます。

続きまして、2番の「今後の取組みイメージ」について、でございますが、中ほどの表にありますとおり、本方針は、公共施設全体の再配置を推進するための基本的な考え方を示した「大阪狭山市公共施設再配置方針」の計画期間との整合を図るため、令和5年度から令和14年度までの10年間を対象とする短期と、令和15年度から令和37年度までを対象とする中長期に分けて取組みの方向性を整理したうえで、事業を推進することとしております。

2ページ以降は、本方針において短期の期間に優先的に取り組む内容を小学校、中学校、 幼稚園・こども園の順にまとめております。

後ほど、それぞれの取組内容につきまして、順次、ご説明させていただき、意見交換等 をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### 〇市長

ただいま、教育委員会事務局から、この実施方針素案に対する概要の説明がありました。 昨年この基本方針が示され、それを踏まえて、今回、実施方針の素案ができてきていま す。

今の説明では、今後10年間を見据えて、特に優先的に取り組んでいく事項として、3 つを挙げておられるということであります。

具体的な内容は、次また説明いただくということですので、3つそれぞれ議論していき たいと思います。

そうしましたら、まず2ページにある、南第三小学校をICT特認校するということについて、説明をお願いいたします。

#### ○教育部次長兼教育総務グループ課長

それでは、1番目の「南第三小学校をICT特認校とします」について、説明させてい

ただきます。資料1の2ページをお願いいたします。

まず、基本方針では、小学校の適正規模の範囲を12学級以上18学級以下、1学年あたりでは2から3学級としておりますが、市内の七つの小学校のうち、現在すべての学年で単学級となっており、小規模校となっている南第三小学校について、原則、通学区域を設けないICT特認校とすることといたします。

南第三小学校を市内のICT教育の先進的な取組みの推進校として位置付けることで魅力的な学校づくりを行い、市内全域からの通学を可能とすることで児童数の増加をめざすこととします。

1番目の取組みにつきましては以上でございます。

### 〇市長

南第三小学校をICTの特認校とするということであります。

そもそも、この昨年策定された基本方針で市内の小中学校を小規模校と大規模校に区分けをして、それぞれ、対策をどう今後していくかということで、早急に対策を講じるようにというような方針が出ました。

それを踏まえてということですけれども、私の記憶の中ではこの小規模校に対する対策 という中で、特にこの南第三小学校も含めて、南第一小学校と、隣接をしている学校同士 の統合という方針が、この基本方針の中にあったかと思います。

それが今回は、それではなしに、まず南第三小学校をICT特認校として指定をして、その取組みを、小規模としての対策として講じていくということでありますけども、南第一小学校と南第三小学校は隣接しておりますので、隣接する学校同士の統合ということは、もう一旦、今は置いておくということで、そういう考えに至ったということでよろしいでしょうか。

## ○教育部副理事

教育委員会は、取組みの重点として、まずグローカル人材の育成というものを掲げております。

コミュニティ・スクールを進める本市としては、地域にある学校を大切にしたいということがベースにありまして、そこで地域の学校としてできることはしていきたいということから、統合ではなく、特認校とすることで、単学級の解消をめざしていきたいと考えております。

### 〇市長

改めて、特認校とはどういうものかというのと、なぜ今、この南第三小学校を特認校に する必要があるのか、説明をお願いします。

#### ○教育部副理事兼学校教育グループ課長

特認校についてでございますが、まず、学校選択制の1つである特認校制というものを、 小規模校で実施するものでございます。特定の学校を特認校として指定して、少人数での 教育の良さを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うものでございます。

また、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく、大阪 狭山市内のどこからでも就学を認めるものになっております。

他の学校にはない、その学校だけの特色ある教育カリキュラムが実践できるなどといったメリットがありまして、子どもたちにとってより良い教育環境を提供できる方法の1つ

で多くの自治体で採り入れられております。

また質問の2点目、なぜ今南第三小学校を特認校にする必要があるのか、ということですが、小規模校は少人数を生かした指導を充実させることができ、一人ひとりの学習条件に合わせてきめ細やかな指導を行いやすいなどの利点があると考えております。

反面、クラス替えがございませんので、多様な考え方に接する機会や心機一転の機会が 作れないという課題もございます。

特認校制度を導入すれば指定校における児童数の増加が期待できるため、一定の児童生徒数を確保することで、規模が小さいことによる課題の緩和を図りたいと考えております。 また、特色ある教育カリキュラムを実践することで、教育の充実にも繋げようと考えております。

#### ○市長

南第三小学校区という校区は一定残しながらも、市内全域から通学できるような学校ということですね。特に特色のある学校づくりということで、それを作ることで、全市的に児童を集めて、今の小規模校を解消していこうという取組みだということですね。そこは一定理解できました。

そうしたら、なぜICTに特化したのか、これを特色として位置づける取組みをしようとしたのか、説明いただけないでしょうか。

# ○教育長

教育の方向性ということになりますので、私の方から説明いたします。

先ほど、グローカル人材をめざしているという説明をさせていただきました。グローカル人材とはそもそも何かということですけれども、グローバルは国際的な、それからローカルですから、地域社会に貢献できるということ。グローバルな感覚を持って地域社会に貢献できる、子どもたちを育てていきたいという方向性でございます。

今どこにいましても世界と繋がる時代になっておりまして、今後、国際社会で通用するような能力、それから視点がますます重要になってくると考えております。そういう意味で、このICTのスキルを子どもたちにしっかり身に着けてほしいという思いがございまして、この特認校では、ICTの取組みに特化して進めていきたいと思っております。

ただ、この南第三小学校だけで、それを進めるということではなくて、パイロット校としての性格をしっかり持ってもらいまして、それを、好事例として市内全域に広げていきたい。全市的に、そういうスキルを上げていくということで、ICTという教育を進めていきたいと思っております。

#### 〇市長

その南第三小学校は、そもそも小規模校ということで、これをどう解消していくかという考えの中で、こういう取組みをしていきたいということだと思うのですけれど、基本方針では、小規模校としては、この南第三小学校と、南第一小学校があります。ということは南第一小学校の小規模校解消も当然視野に入れないといけないのですけれど、なぜ南第三小学校を優先しているのか、この議論はされていますか。

### ○教育部副理事兼学校教育グループ課長

南第三小学校におきましては、やはりこの後もずっと単学級が続く見込みがありますので、南第三小学校を優先させております。

### ○市長

向こう10年の取組みをしていこうという中で、南第一小学校については、一定児童数が増える見込みがあるのか、それとも一定維持ができるということなのか、どちらなのでしょうか。

# ○教育部副理事兼学校教育グループ課長

維持ができるということでございます。

### ○市長

南第一小学校については、一定児童数が維持できると。逆に、南第三小学校については 残念ながら、減少していく見込みがやはり強いということで、南第三小学校をICT特認 校とするという取組みということですね。

前回、この総合教育会議の中で、小中一貫校について議論をしたと思うのですけれど、 その議論は当然、小中一貫ということなので、小学校と中学校、連携させた教育カリキュ ラムに取り組んでいこうということだったと思います。

今回、この南第三小学校をICT特認校とすることで、以前議論した小中一貫校という、 この考え方はどうなっているのでしょうか。

### ○教育部副理事兼学校教育グループ課長

特認校におきましても、小中一貫というものについての考え方について変わりはございません。南第三小学校は校区の南中学校と連携して、様々な活動を通して、グローカル人材の育成を進めていくことになります。

### 〇市長

連携はできるということですね。

また、全市的に、通学ができる学校になるということですが、例えば、北小学校区の児童がこの南第三小学校でICTをもっと勉強したいということで、南第三小学校に通学するという選択をした場合、小学校は南第三小学校でも、中学に上がったら北小学校区の児童は狭山中学校に通学することになります。

今説明のあったように、小中一貫、同じ中学校区内にある小学校と連携していくということが一番理想だと思うのですが、この南第三小学校で学んだ子が、他の中学校区の中学校へ進学するという場合は、小中一貫という、この繋がりからするとどうなるのでしょうか。

### ○教育部副理事

まず、そもそも居住地域が北小学校区、狭山中校区であっても南第三小学校を希望されたお子様の場合を考えますと、当然南第三小学校区のことを学ぶ必要が出てきます。

併せて、市内全域からの通学になるため、校区以外のことを幅広く学ぶ機会があると捉えております。

また、南第三小学校に通学されますと小中一貫教育の観点から、進学先はやはり南中学校が望ましいと考えていますけれども、具体的な制度設計については、今後検討してまいりたいと考えております。

#### 〇市長

今後検討する中身とすると、場合によっては、中学校も選択できるというようなことも、 検討する中に入ってくる可能性もあると。制度については今後検討するということなので、 お願いしたいと思います。

今回、南第三小学校をICT特認校に指定をして、小規模校の解消に向けた取組みにしたいということですが、成功するように願っているし、そのためにはどうすればいいのかということは考えていきたいと思うのですけれど、それでも万が一、小規模校が解消できなかった場合、今後どうしていくのかということになりますが、特認校として指定をした以上、引き続き児童数が変わらなくても、特認校として、今後も、学校運営していくということになるのでしょうか。

## ○教育長

正直なところ、単学級の解消は、やはりできるだけのことをしていきたいというのが今回の取組みです。ですので、先ほど説明にありましたように、特認校を導入済みの自治体では、一定の成果が上がっていると聞いておりますので、期待をしているというのが、今の思いでございます。

また、令和7年度のスタートで、順次1年生から迎え入れをしていきます。募集をしていきますので、取組みとしては、6年間ということで一定の期間になると思っています。

ただ、その6年間募集してもどうしても複数学級が実現しない、適正な子どもたちの学習環境ができないということになってきましたら、やはり子どもたちの学びの環境を一番に考えなければならないと思っておりますので、そこは、もともと基本方針にも挙げております統合も視野に、やはり検討していく必要があるだろうと思っております。

### 〇市長

成功するように努力、頑張っていくということですけど、万が一、思う結果が得られなかった場合は、基本方針に則って、近隣の校区と統合も含めて、改めて検討するということですね。

逆に、この特認校が成功した場合は、大阪狭山市内の他の小学校にもこの特認校として、 特にICT特認校として展開していく、広げていくということでしょうか。

#### ○教育監

特認校というのは、小規模の学校に対して提供していく制度ですので、南第三小学校が 特認校として実施した成果を、市内の他の学校へ広げていくという意味でして、特認校が 増えていくということではございません。

あくまで南第三小学校が特別にいろいろなICTを使った学習に取り組み、そこでとても良かった好事例を市内の全ての学校、また使った機器の中でこれは非常に有効だというものがあれば、それを他の市内の小学校にも順次導入していく、そういうイメージです。

#### ○市長

わかりました。

ずっと教育委員会事務局とのやりとりばかりになっているので、教育委員の皆さんにも お伺いします。

今のいろいろと教育委員会事務局とのやりとりを聞いていただいたと思いますし、今回特認校にすることで、通学区域が全市、どこからでも通学できるという格好になるということです。これまで本市はどちらかというと、地域との関わりの中で、子どもたちを育てていこうということを柱の1つとして取組みを進めてきています。そういう中で例えば通学に関して、やはり通学路の安全の問題とか、どう通学させるのかとか、地域との関わり

を改めてどう構築していくのかとか、教育委員の皆さんのお考えをお伺いしたい。

特認校を導入することで、いろんなメリットももちろんたくさんあるかと思いますが、場合によっては、デメリットも一定出てくると懸念される部分あると思うのですけれど、教育委員としてはいろいろな大所高所の立場から、この南第三小学校をICT特認校にすることについては、どう思われていますか。

# ○教育委員

特認校になったからといって、飛躍的にその児童数が確保できるのかというと、私の中では疑問もあります。

ぜひこの校区で、もう絶対に通わせたいと思えるカリキュラムで、パイロット校として 打ち出すのであれば、そのカリキュラムや特色ある取組みについて、どのようなことをす るのかということをしっかり周知することが重要だと思います。

校区はそのまま残しつつ、市全域から子どもが通学できるとなると、それを市民の方に、 特に大阪狭山市の全域の市民の方に、その取組みをわかりやすく知ってもらう、特認校を 認識してもらうということと、どういう中身をやるのかということを知ってもらうために、 周知の仕方ということも、児童数を増やすのであれば、重要だと思います。

#### 〇市長

ありがとうございます。非常に貴重な意見ですね。

### ○教育委員

先ほど市長は、通学の安全ということもおっしゃいましたけれど、南第三小学校の校区外から通うのであれば、例えば北小学校区から通ったらとても遠いし、どのように通学するのかということもあります。

他自治体の特認校は駅から近くて、通学が便利であることもアピールしているところもありますので、児童を増やすという観点から、児童の通学の負担を軽減するという観点からも、今後この制度設計にあたっては、通学の手立てを十分に検討することも必要だと思います。

#### 〇市長

例えば手立てというと、どういうことを想定されますか。

#### ○教育委員

あくまで1つの案ですが、近くにバス停があると思うので、バスの定期代の補助などは どうかと考えています。

#### 〇市長

その案も含めて、今後手立てを検討していくということですね。

#### ○教育委員

先ほど委員が、本当にそこに通わせてみたい魅力があるような学校にしていかないといけないとおっしゃっていて、市長の最初のご挨拶にもあったように、通いたいと思う学校をどう作っていくか。それは、親よりも子ども自身が通いたいと思う学校になっていくのが一番良いと考えると、ICTを導入しましたということだけではなくて、例えば学校の中で、子どもの意見がすごく掬い上げられていくんだよ、こういうものを使って、自分たちで主体的に学びを作っていけるんだよというようなことが、ゆっくり周知されていけば、子どもたちが面白そうだと思い始めて、そこに、大阪狭山市として用意しているICT教

育の充実があるとなったときに、特認校に魅力を感じる子どもたちが増えていくと思います。

だから、小規模だからこそできる子どもの意見を掬い上げていくような授業を、積極的に進めていただけたらありがたいです。特認校を小規模校だからやりますではなく、本当に魅力のある、新しい学校に変わっていくことを願っての計画だと思っております。

# ○教育委員

私も他の委員がおっしゃったのと、ほぼ同じ意見です。一番大事なのは特認校にするということで、このICTの施設整備面の充実というのは、もう各学校で動いていますので、それを使って深く、研究を進める、特認校と同時に研究校的な位置付けで、そしてその成果を大阪狭山市全体に広めていく、それは少人数の特認校だからできるというような、そういう研究校的な位置づけになったら良いと思っています。

#### 〇市長

ありがとうございます。

今、それぞれの教育委員さんからもご意見をいただきました。取組みを進める以上、やはり魅力のある、子どもも含めて皆さんが南第三小学校のICT教育を受けたいと思ってもらえるような、そういう学校にしていく必要があるということです。

そのためには、いろいろ意見が出ましたが、まずは、周知。どういう取組みをしているのか、通学に関する手立て、安全に通学させるにはどういうことができるのか、また、小規模校だからこそできる取組みをしっかりと確立して、市民の皆さんに示していくということが必要だと感じました。

また、先ほど教育長の話の中で、令和7年度の新1年生から導入したいということであれば、今年4月が令和6年度になりますから、残りもう1年ですよね。それまでに、今縷々出ている課題をしっかりと教育委員会として、どうすれば解消できるのか、すぐにはできなくとも、やはり取組みを進めながら前に進めていく、解消に向けて進めていくということが必要だと思っていますし、なかなか教育委員会だけでは解決できない部分もあるかと思いますので、市長部局ともしっかり連携しながら、解決に向けて進めていくことが必要だと感じました。

そうしましたら、一旦この1番目の「南第三小学校をICT特認校にします」については、以上とします。

続いて3ページ。2番目の「狭山中学校を建て替えます」というこの項目について、教育委員会事務局から説明をお願いいたします。

# ○教育部次長兼教育総務グループ課長

それでは、2番目の「狭山中学校を建替えます」について、説明させていただきます。 資料1の3ページをお願いいたします。

中学校の適正規模につきましても、基本方針におきまして、12学級以上18学級以下、1学年あたり4から6学級としているところ、狭山中学校については、現在は16学級ですが、将来的に大規模校となる見込みであるとともに、長年にわたって狭隘な運動場が課題となっております。

また、校舎の老朽化も進んでいるため、今後、必要となる教室数を確保し、運動場の拡張を含め、大規模化への対応と生徒の安全対策を図ることとします。

なお、資料の3ページの下段に建て替え後のイメージ図を掲載しておりますが、建て替えにあたっては事業期間やコスト等を検討した結果、現地での建て替えとすることといたしました。

2番目の取組みの説明は以上でございます。

### 〇市長

狭山中学校を建て替えるということです。今説明の中にも、移転も含めてと説明されました。当然、狭山中学校はもうご承知の通り、運動場が狭いということで、生徒数からしても、運動場の広さというのは、これまでも、市内の他の中学校に比べても狭い、小さいということで、長年の課題になっていました。そこに加えて、建物の老朽化、ましてや大規模校化が今後も進むであろうと見込みが出ている中で、このタイミングで、この向こう10年の間に建て替えをしたいということです。

ただ、今そういう話の中で、現地建て替えについて、もう少し教育委員会事務局の中で どこまで議論したのかを確認したいのですけれど。

先ほども言いましたように現地建て替えもありますし、同じ建て替えにしても、移転して、別の場所で建てるという方法もあったかと思います。今の狭山中学校の敷地の中で、増築はなかなか無理があると、余計にグラウンドが狭くなる可能性があるので、新たに建て替えるというのは、手法として良いのだと思いますが、教育委員会事務局の中で、どのように議論して、この現地建て替えという結論に至ったのか、説明をお願いできますか。

#### ○教育部長

先ほどの説明にありましたように狭山中学校は、将来的に大規模校となる予想をしております。具体的には令和12年度に、予測ですけれども699人、この場合21学級になるという推計をしております。加えまして、最も大きな課題として狭隘な運動場の対応、それから校舎の老朽化ということも深刻でありまして、大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会からも速やかな対応を強く求められておりました。

そこで教育委員会といたしましてはこれらの課題を根本的かつ早期に解決するための検 討を行い、建て替えを選択したという経緯でございます。

建て替えの検討におきましては、ただいま市長からもご説明いただきましたように現地 と移転の両方について、それぞれメリット・デメリットを慎重に比較検討いたしました。

その結果、移転の場合は、まず、まとまった用地を確保する必要があること。それには、 多額の用地買収費用も必要となるなど、デメリットがございました。また、事業期間の長期化ということも見込まれたため、完成時期の見通しが非常に立てづらいということが考えられました。

現地建て替えにおきましても、狭い敷地での「居ながら工事」となるため、学習活動に 影響を及ぼすなども考えられますが、早期に必要となる教室や運動場を拡張するなど、教 育環境の改善を早期に図ることを最優先に考えまして、現地建て替えとする結論に至った 次第でございます。

#### 〇市長

教育委員会事務局としては、あらゆる選択肢を検討した結果、やはり現地建て替えが望ましいという結論に至ったということですね。そこは一定理解をいたしました。

そうしたら、建て替えるにあたって、今、やはりグラウンドが狭隘だとか、生徒数の増

加の見込みであるとか、いろいろ課題はあるかと思うのですけれど、当然その課題を解消するために建て替えるということですけれども、向こう10年、これから20年、30年と新たな校舎を建てて使っていこうと思うと、今の課題の解消ももちろん考えなければいけないですけれど、例えば、先ほど言いました、地域との関わりの中で、今後、中学校もコミュニティ・スクールとして、地域との関わりの中で、生徒、子どもたちを育てていくことも考えられる。そのためには、学校のあり方もそうですし、校舎、ハード的な部分で、校舎のあり方を考える必要があります。

やはり地域の人たちも、その学校に行きやすいとか、学校の行事などでも協力したいと思ってもらえるような、そんな今までと同じような校舎ではなく、これからそういう地域との関わり、市民との関わりが強く持てる学校・校舎のあり方とか、そういうことを考えたときに、どんな学校、どんな校舎が理想として良いのか、これもいろいろな考えがあるかと思いますので、教育委員の皆さんにお聞きしたいのです。

立地的にも、狭山中学校は大阪狭山市駅からも歩いて3分という非常に便利な場所にあります。隣には「UPっぷ」という、子育て支援センターもあります。いろいろな良い立地条件にある中で、今までと同じような校舎を建てることも良いでしょうけれど、もっと大阪狭山市の特色ある、特徴ある学校づくりをしようと思うならば、学校ではあるけどもこういう機能がこの狭山中学校にはあるというようなことも、考えていく必要があると思っています。

これも正解はないので、それぞれの立場で、新たに建てるのであれば、向こう10年、向こう20年、向こう30年、こういう学校であれば、狭山中学校に行きたいと思える、こんな中学校の教育をうちの子どもに受けさせたいと思える、ソフト的な部分もあるでしょうけれど、ハード的な部分でこういう校舎であれば、こういう学校であれば、魅力的になるのではというご意見があれば、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○教育委員

校舎の建て替えということですので、まず斬新なものにしていただきたいと思います。 今、市長がおっしゃったように、教育の内容があって、施設があるというのではなくて、 内容と施設が一緒になって、子どもたちをどんなふうに教育していくために、どんな環境 がいいのかというところから、建て替えにあたっては十分、指導面との協議を図っていた だいて、斬新な、大阪府内で最も便利な中学校となるよう、考えていただきたいと思いま す。

私も狭山中学校に勤務していたとき、グラウンドでの話し声が駅のプラットフォームにも聞こえるという話もあるくらい駅に近い、とても便利なところにありまして、先ほど市長がおっしゃったように、コミュニティ・スクールの点でも、地域の方々がいろんな形で教育に参加できるような、そういう仕掛けを校舎面でも工夫できたら。同じ建て替えするならば、他にはないような斬新な校舎になったら良いと思っています。

もう1点は、プールや体育館へ行くために、川を越えて行かなければならないので、子どもの安全という点でいうと、やはり非常に心配していましたし、天候によっても随分左右されます。それは、この機会に解消できたら良いと思います。

## ○教育委員

課題ということで、まずは狭いということですよね。狭山中学校は、他の第三中学校や

南中学校に比べ、本当に運動場もそれ以外の部分も非常に狭い。子どもたちも教職員の方も、その狭い中で一生懸命やりくりをして、勉強しています。教育環境という観点においても、何とかそれを早く解消してもらえたらと思っています。

また、先ほど委員もおっしゃっていた、斬新な学校、それと重なるかどうかはわからないのですが、ハード面で、もし狭山中学校のある位置の地盤が許せるのであれば、夢物語のようなものなのですけれど、高層化を図ることができれば、教室不足の解消や、運動場も十分な広さを取れるのではないかと思います。

また、高層化によって、必要な教室数以上に教室を作ることで、災害対策や地域との連携などいろいろなことを踏まえて、上層部の教室を使えたり、フリースペースとして使えたり活用の幅が広がります。

高層化については、先ほどプールや体育館に川を渡っていかなければいけないという話がありましたが、以前、教育委員会の研修で四天王寺大学に視察を行った際に、体育館やプールを見せていただきました。建物の半地下にプールがあって、体育館があって、とても合理的に作られた建物でした。プールが屋上にある例がありますけれど、屋上だと水泳の授業は、ドーム型にしない限り、夏に限られてしまうのですよね。地下にあると、ほぼオールシーズン、水泳の授業ができるので、生涯教育施設として、そのプールを学校のためだけに使うのではなく、市民向けの水泳や水中ウォークといった、高齢者の方の筋力保持のための教室を行うなど、そういう使い方もできるのではないかと。

可能であれば、そういう総合的な建物も良いなと、一市民として、思い描いてみました。

### ○教育監

今、狭山中学校の校長経験のある委員の話にもありましたように、私も狭山中学校で校長の経験があります。他の学校の校長先生や大阪府教育庁の職員から狭山中学校の子どもたちの運動場での様子について、非常によく聞く機会がありました。やはり大阪狭山市の学校として一番に見られる学校ということもあるので、今、市長もおっしゃいましたが、教育委員会事務局としても狭山中学校を建て替えるのであれば、やはり市のランドマークの1つとして、「地域とともにある学校」をコンセプトに、斬新な、印象に残るような建物を考えていく必要があると考えています。

一方、教育委員会事務局としては、今、教育の中身のところで大学や民間企業との連携を非常に意識しながら進めています。そういった方々からの話しの中でこんな学校もあるよとか、こういうことができるのではないか、今コミュニティ・スクールを作るのであれば、先ほどの委員の話にもあったように、地域との交流スペース、例えば、上層階に図書館を併設して、地域の方も使えるように、など、いろいろな話をしていただく機会があります。

そんな多方面からの意見も取り入れながら、一方で隣に「UPっぷ」という世代間交流 センターがありますので、そことの棲み分けや融合を考えながら、様々検討していきたい と考えております。

#### ○教育委員

先ほど、高層化の話がでていましたが、高層化については予算の問題もありますよね。

#### 〇市長

もちろんです。

### ○教育委員

予算の問題もあると思うのですけれど、高層化すれば狭い土地でいろいろなスペースが とれるわけですよね。私としては、高層化を図り、学校の図書室を充実させたらどうかと 考えています。今、教育監からもお話がありましたけれど、地域の人も利用できるような 図書室など地域との交流にもなります。

また、自習室。「UPっぷ」にはありますけれど、学校にも自習室があれば便利だと常に思っていました。大学にあるような自習室があれば、もっと皆がそこで勉強できるのではないかと考えています。

## ○教育委員

すごく夢が膨らんできましたよね。この話を、大阪狭山市の中学校の先生方に聞いていただきたいという思いで今聞いておりました。

これまでのように、黒板があって教科書とノートがあって、先生が一方的に教えるということではなくて、地域の人たちがやってきて、多目的スペースがあって、子どもたちが地域の人と交流し、充実した図書室があり、プールがあって、そんな中学校で勤務できるというのは、先生方にとってものすごく夢が膨らむことだし、大阪狭山市で先生になりたいと思う人たちも増えてくるのかなと思いながら聞いておりました。

先ほど委員からお話がありましたが、運動場に天候に左右されながら川を渡っていかなければならないというのは、安全面もすごくいろいろと気を遣っておられたということだと思います。先生方は、そういうことがない環境の中でもすごく気を遣って、子どもがけがをしないようにと不安をいろいろお持ちだと思うのですけれど、今の環境では余分な不安を抱きながら、工夫をされているということが見えてきましたので、その余分な心配をしなくていい、その部分をもっと子どもの教育が充実できるように力を注いでくださいと、先生方に言えるような、そんな学校づくりが、建て替えによって実現できると、希望がさらに膨らみました。

#### 〇市長

これからのお話なので、理想高く、いろいろなご意見いただきました。

最後は、教育長にまとめてもらおうと思いますけど、今いろいろな意見が出た中で、市長部局の立場からすると、委員からもありましたけれど、現実問題として、お金はいくらでもあるわけではなくて、やはり限度、限りがありますので、その中で、最善かつ最適な、良いものを作っていくということが必要です。

そんな中で、これも、この向こう10年の間で実施する実施方針ということですが、実際、理想としては、建て替えの時期をどのように考えておられるのか、教育長の考えをお聞かせいただけますか。

#### ○教育長

本市の教育の目標は、「学びあい・つながりあい」と掲げていますので、特にその「つながりあい」という部分が、この学校の整備の中で実現していく夢のある学校であると、まさにそういう思いで、委員のお話を聞かせていただいておりましたので、ご意見を十分取り入れてやっていきたいと思っております。

スケジュール感ですけれども、大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会でもい

ろいろと課題についてご議論いただいておりましたので、できるだけ早く課題解決したい のが正直なところです。

ただ、整備のための準備も当然ございますので、ある程度の目途としては令和9年、あるいは令和10年までに、形にしていきたいと思っております。

ただ、全体的に今の市の公共施設について、再配置等を検討しておりますので、その中でまた調整したいと考えております。

## ○市長

令和9年、10年を目途に実現したいということですけれど、それに向けてしっかりと 狭山中学校をどういう学校にしていくのか、そのためにはどういう校舎にしていくのか、 この部分をまずは教育委員会内部でしっかりと協議して、具体的な計画を作り上げてほし いと思います。

教育長もおっしゃったように、市長部局でも今、公共施設の再編整備ということで、同じく向こう10年、いろいろな公共施設の増改築を見込んでいます。その兼ね合いも当然ありますので、理想通りできるように、市長部局・教育委員会事務局共に頑張る必要がありますが、場合によっては変更、方針転換もあります。そこは今後、調整していきたいと思います。

そうしましたら、2番目の狭山中学校の建て替えについては、以上といたします。

それでは、3番目、4ページ目の「幼稚園こども園を統合し、新たなこども園を整備します」について、教育委員会事務局から説明をお願いします。

### ○教育部次長兼教育総務グループ課長

それでは、3番目の「幼稚園・こども園を統合し、新たなこども園を整備します」について、説明させていただきます。 資料1の4ページ、5ページをお願いいたします。

幼稚園・こども園につきましては、公立園での教育・保育を選択する機会の保障、小中学校との連携、特別支援教育の充実やセーフティーネット機能など、果たすべき役割を維持することの重要性を考え、適正規模を見据えつつ、幼稚園、こども園ともに維持することとし、必要な対策を検討してまいりました。

まず、幼稚園につきましては、5ページに各園の定員と令和5年5月1日時点の園児数及び学級数を記載しておりますが、いずれも定員を大幅に下回っており、学級数においても東幼稚園を除き、各学年1学級ずつという状況となっております。より魅力的な就学前教育・保育の実現に向け、送迎バスの導入、預かり保育の充実、給食の実施などについて検討し、また、こども園につきましては、一つの園舎での運営に向けて、園舎の移転・建て替えや増改築による施設の統合などについて検討しました。

その結果、幼稚園の統合にあたっては、送迎バスの導入や給食の実施などにあたり、いずれも施設周辺の交通・道路事情等に課題が残ることから、既存の園舎を活用しての統合は困難であるとの結論に至りました。

一方で、3歳児以上の教育に対する考え方は、幼稚園、こども園という施設の種類に関わらず、質の高い幼児教育を保障することが、これからの就学前教育の方向性であることを踏まえると、幼稚園教育を0歳児から5歳児まで幅広い子どもたちが交わって生活するこども園が担っていくことで、下の年齢の子どもへのいたわりの心を育むといった教育を実践することができるなど、幼稚園教育の魅力向上に寄与するものと考え、現在の課題を

解消するとともに、本市の就学前保育・教育の魅力向上を図るため、幼稚園、こども園を 統合し、地域子育て支援拠点機能「ぽっぽえん」を維持したうえで、新たなこども園を整 備することとします。

なお、5ページに新たなこども園の配置イメージを掲載しておりますが、そこに示しておりますとおり、小学校・中学校のほか、市全体の公共施設の再配置の取組み、今後のまちづくりの方向なども視野に入れ、他の施設との複合化も含めて検討した結果、現在の「ぽっぽえん」及び南第一小学校の敷地の一部に新たなこども園を整備することとしております。

3番目の取組みの説明は以上でございます。

### 〇市長

幼稚園・こども園の統廃合の問題ですけど、最終的には、今の子育て支援センター「ぽっぽえん」のある場所に、こども園として、全て統合していくという考えですね。

これはそもそも、基本方針の中で、公立の幼稚園・こども園は、一定維持していくという方針があったと覚えているのですけれども。全てを統合し、こども園を1か所とするという方針転換について、教育委員会の中でどういう協議がなされたのでしょうか。

## ○教育委員

公立園としては、先ほど市長がおっしゃったように、幼稚園・こども園を引き続き維持していく。そのためにはどうしたらいいのかと、いろいろ検討しました。

公立幼稚園を1つにしていくためには、何より今の保護者の方々のニーズに応えなければならないということで、給食の実施、長時間の預かり保育の実施、バスの送迎など検討しましたけれども、周辺の道路事情など、どうしても既存の施設でこれらを実施していくためには、課題が残りました。

またこども園は、0歳から5歳の子どもたちが一緒に過ごす、生活することが非常に大きな良さなのですけれども、現在は、施設が分かれているという課題があります。

ということならば、この両方を統合して1園化すれば、今出ている課題をクリアすることができるという結論になりました。

#### 〇市長

公立のこども園はこども園で、いろいろな課題があります。公立の幼稚園は幼稚園で、 やはりこちらもそれぞれ課題があります。それぞれの課題をまずどういう認識をしている のかということと、その課題をどうすれば解消できるのか、どういう取組みを進めていく と解消できるのか、どういう議論、考えの中で、最終的に新たに公立こども園1園にした いということになったのか。ご意見いただけますか。

#### ○教育委員

先ほど委員からもご説明がありましたが、実際に公立のこども園を見学させていただいたときに、やはりこども園の良さは、0歳から5歳までの子どもたちが、保護者の就労に関わりなく一緒に過ごせるということにすごく魅力があるはずなのに、乳児と幼児で建物が分かれてしまっている。これはこども園本来の良さが生かせていないこども園として、現行は運営されていると感じ、そこがまず課題と思いました。

公立幼稚園の課題につきましては、資料の5ページに、令和5年4月1日時点の園児数 が出ていますけれども、例えば東野幼稚園は園児数40で学級数3学級ですので、単純に 考えたら1クラス10人程度ということで、ドッジボールの内野と外野にも分かれられない状況です。幼児はやはり集団で子どもたちがいろいろな遊びをするということも重要になってくると考えたときに、この人数だと、幼稚園の先生方がこんな教育をしたいと思っても、人数の制約の中で難しいと感じることもあるのではないかと思いますと、公立幼稚園も現行のままでは課題があり、公立こども園も現行のままでは課題があると、私達が見学も経て今思っているところです。

### ○教育委員

こども園に見学に行きましたが、やはり老朽化が進んでいますし、安全面を考えると、 早急に建て替え、移転する必要があると考えました。

また、こども園の移転先として想定している南第一小学校横の「ぽっぽえん」にも見学に行き、確認しましたけれど、園庭も十分確保できますし、園舎もしっかり建設できるスペースでしたので、公立幼稚園はやはり園児数が少なくなってきていますし、こども園でも幼稚園教育はできると思いますので、1園にするということ自体には賛成しています。

# ○教育委員

子どもを公立幼稚園に通わせていた経験から言うと、小学校のすぐそばに幼稚園があって、保護者同士も送迎のときに交流ができて、先生と毎日顔合わせて、園での子どもの様子も見ることができて。送迎バスがない分、そういった公立幼稚園ならではの良さもありました。

3年保育や預かり保育も、保護者のニーズにも応えてきているので、公立幼稚園もすごく良いと思っています。ただ、年々の園児数の報告を聞いていますと、やはり共働きの家庭が増えていることを考えると、保護者の保育のニーズは高いですし、公立幼稚園の園児数は年々減っています。令和6年度では公立幼稚園3園に関しては、各学年1クラスの運営になると聞いています。単学級の良さもあるのですけれど、先ほどのドッジボールの例のように、反面、園児の少なさゆえにできることに限りがあるということもあります。

やはり集団生活の中で十分な経験を、子どもたちに積ませてあげたいと思うと、単学級では難しい、同学年に複数学級があるということが、必要なのではないかと思います。

#### ○教育委員

30数年前には、本市は公立小学校が7校で、公立幼稚園が10園でした。歩いて通える身近な幼稚園というコンセプトだったことを思いだしました。そこから考えますと、随分園児数が減っているので、入園希望者の状況を見ていると、かなり厳しい状況になっているということと、保護者のニーズが30数年前からどんどん変わってきているので、その新しい保護者のニーズにできる限り応えられるようなものにできたらと思っています。

#### 〇市長

保護者のニーズもとても大事です。やはり民間にはない、公立園だからこそできる教育、保育がいろいろあると思います。その中で、公立幼稚園に行かせたいという保護者のニーズもあるかと思うが、それも公立のこども園で包含できると、教育委員会としては認識をしているということで良いでしょうか。

#### ○教育委員

大学で保育者を養成している立場からご説明いたします。

小学校・中学校は学習指導要領に基づいて、先生方が教育をされています。それと同じ

ように、就学前教育でも、幼稚園は「幼稚園教育要領」があり、こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、保育所は「保育所保育指針」があります。今までその3つの要領・指針は全部バラバラでした。ですので、市長がおっしゃるように、幼稚園の教育を望んでいて、こども園に行ったら教育の中身が異なるというのは、もしかしたら、これまではそういうことを危惧しなければならなかったのかもしれませんが、平成29年に改定されて、今現在、先生方が使っておられる要領・指針は平成30年4月から施行されているものです。その改定時に言われたのが、どの就学前教育・保育施設で教育を受けていたとしても、3歳以上の子どもたちの教育はみんな同じにしていこうと。通う施設によって受ける教育に差があってはいけないということが、もう国の方針として出されましたので、今申し上げました3つの要領・指針は、3歳以上の教育の部分には全部同じ内容が書かれています。

民間の園は、それはこども園や保育所であれ、幼稚園であれ、特色を出しておられますから、要領・指針をベースにしつつ、様々なことをされていますが、幼稚園教育要領通りに、ずっと本当に大事なところを守ってきているというのは、やはり、公立幼稚園がとてもそこに沿った教育をしてきていると感じています。

だから、その3つの要領・指針が同じになったということにおいて、公立幼稚園で行われている教育というのは、こども園であっても同じでなければならないという時代になっておりますので、保護者の方たちが、こども園になることで、公立幼稚園の教育を受けられなくなるという不安はなくなっていかなければなりません。もうすでに平成30年に施行されてから、随分経過してきているので、同じ教育を受けることができるような状態になっていると思います。

#### 〇市長

今、平成30年4月からはもうその要領などが改定されて、保育所も幼稚園もこども園も教育という分野においては、統一した考えで教育が行われているということを初めて知りました。簡潔にどういうことをしていると、教育と見なされるのでしょうか。

#### ○教育委員

幼児教育はとにかく環境を通して、子どもたちが主体的に学ぶことを大事にしていく、 主体的に学ぶためには遊びがとても重要である、様々なことを押しつけではなく、いかに 子どもたちが、先生方が事前に用意した環境の中で、自らやってみたいことを見つけてい くか。心情・意欲・態度という言葉がずっと教育の世界でありますが、本当に育むことを 大事にしていくということだと思います。

その意味では、そういう環境構成が徹底して、子どもたちの主体性を大事にしているということができていれば、幼児教育が十分にできていて、同時に、今、小学校との連携もとてもいわれておりますし、国からは、「かけ橋期」という言葉も出てきておりますが、5歳の子どもたちが小学校に上がっていくための繋がりをどう作っていくか、これも幼児教育の中では今とても大事にされていることです。もちろんそれも3つの要領・指針の中にも書かれておりますので、先生方は取り組んでおられると思います。

さらに言うと、3つの要領・指針は同じになっていると申し上げましたが、実は「幼稚園教育要領」には書かれてなくて、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と「保育所保育指針」には書かれている、私も大好きな言葉もあります。それは、人権を大切にする、

ということです。「幼稚園教育要領」以外には、「人権」という言葉が直接、入っております。もちろん、幼稚園教育が人権を大切にしていないとは思いませんが、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿った教育を行っていくことによって、大阪狭山市が大事にしている、一人ひとりを大切にしていく、本当に人権を尊重するという教育を、目に見える形で進めていくこともできるのではないかと考えております。

### 〇市長

ということは、1園にする公立こども園の中に、今委員がおっしゃったような、子ども 自ら主体的に学ぶ機会を作る、そういう環境があれば、こども園でも、十分、幼稚園教育 としての機能は果たせるという、認識で良いでしょうか。

## ○教育委員

私はそのように認識しております。根拠は今申し上げたとおりです。

#### 〇市長

民間と公立では、当然、園の運営の仕方も違うし、民間には、場合によっては経営という感覚も入ってくる中で、公立園の果たす役割が当然あると思うのですが、教育委員会としては、何か議論しましたか。

## ○教育長

公立園ならでは、ということで、様々経過がございますけれども、今回1園に統合することによっても、その思いはしっかり引き継いでいけるということを確認できておりますので、この方針を進めていきたいと考えています。

### 〇市長

特に私が求めるのは、やはり公立幼稚園だからできることの中に、小中学校と連携した幼稚園教育や、支援を必要とする子どもたちへの対応など、今までは公立幼稚園がセーフティーネットとしてあったからこそ、就学前の教育環境は一定充実していたと思っていますが、こども園となっても、今後もその役割、機能は十分担えるということで良いでしょうか。

#### ○教育委員

公立幼稚園だからできる小中学校と連携した幼稚園教育について、小学校の先生方からお聞きするのは、自分の小学校に本当にたくさんの幼稚園、保育所から子どもたちがやってくる、連携をしようと思っても全ての園と連携することはとても難しいので、ではどこと連携していくかとなったときに、民間園だと何故そこを選んだのかという根拠が必要になります。公立幼稚園であれば公立同士の連携ということで、理由がわかりやすいので、公立幼稚園を選ぶということをお聞きします。その意味では今市長がおっしゃったように、小学校との連携は公立同士であればとてもやりやすいところがあると。

ただ、同時に、小学校で、例えば、赤ちゃんを抱っこする機会といった授業を設けられたときに、幼稚園には0歳児はいませんので、小学生が赤ちゃんを抱っこする機会を設けることはできない。でも、こども園に行けば0歳児が在園していますので、幼児教育機関が小学校と連携することにメリットがあるということだけではなく、小学校としても就学前機関と連携するということであれば、公立こども園とであれば0歳から5歳までの子どもたちと連携ができるというメリットが出てくると考えております。

# ○教育監

先ほど、委員から、「かけ橋期」という言葉が出ましたが、5歳児と小学校1年生、要は年長と小学校1年生のこの期間をどう繋ぐかということで、文部科学省が「かけ橋プログラム」として、それぞれの自治体で検討する必要があるとしています。会議などで民間園の方にも参加いただいて、市のめざす子ども像を共有し、ご協力いただいていますが、やはり公立園が公立小学校と繋がっている、そういうものをまず大阪狭山市として築き上げていくということがとても重要になってきます。

一方で、セーフティーネット機能は、市としても維持しておきたい。そういった意味では、引き続き公立はこども園として維持していきたいと考えております。

## 〇市長

実施方針として、最終的に、こども園1園化するというのは一定理解しました。

先ほどの南第三小学校のときにも議論がありましたように、通園をどういうふうな形でするのか。例えば今、東野幼稚園に通っておられる大阪狭山市で北部の地域の方が、こども園に通いたいとなったときには、かなり距離がありますよね。こういう方々の意見もしっかり対応しようと思ったときに、どういう通園の手立てが考えられるのか。自由に保護者に送迎してくださいという形でいくのか、何か手立てを考えるのか。

教育委員会として、こども園1園化とセットとして、どういう議論がされましたか。

### ○教育長

やはり市全域から通園という形になりますので、バス送迎というのは1つの案として出てくるのではないかと思います。

### 〇市長

様々選択肢はあると思いますが、今すぐ思いつくのは、やはり通園バス。公立こども園ではあるけども、一定そういう通園バスを走らすというのも、場合よっては必要となるのかという気はします。これはまだ、ぜひともセットとして議論してほしいです。

併せて、この公立こども園1園に集約する時期が大体いつごろを想定されているのかによって、今ある公立幼稚園、現行の公立こども園を、募集停止をするのか、そのまま移行することになるのか、募集停止するならいつなのか、議論されていますか。

#### ○こども政策部次長兼保育・教育グループ課長

こども園に移行する時期は、現在検討している時期としましては、令和10年度からを 想定しております。ただし、この時期は、市長部局の公共施設の再配置のスケジュールと 併せて、検討していきたいと考えております。

既存の公立幼稚園等の募集停止につきましては、基本的に統合に向けて、計画的に募集 停止していくのか、それとも、そのまま統合まで引き続き受け入れていくのかは、今後検 討していきたいと考えております。

#### ○市長

もし、令和10年度から新たなこども園で運営をスタートさせようと思うと、3年保育ですから、令和8年度から入園する子どもが、年長になったときに変わるということになるので、令和8年度の入園募集のときには、どういう募集をするのか、しないのか、この結論をやはり示していかないといけません。

そうすると、令和7年度中には一定の答えを出していないといけないということですから、そんなに時間もありません。そこは教育委員会としてしっかりと対応できるよう、細

かな部分も含めた検討をお願いしたいと思います。

この3番目の、新たなこども園について、教育長からご意見はありますか。

## ○教育長

公立幼稚園を公立こども園に統合ということで、今まであった公立幼稚園がなくなるということなのですけれども、やはりその跡地をどうしていくのかということが出てきます。 教育委員会の考えですけれども、教育施設として長く活用してきた場所で、市民の方々に親しまれてきた場所ということでもありますので、できれば、教育活動する場として利用したいという思いはあるのですけれども、これも全庁的な公共施設の再編の中で、様々検討していきたいと思います。

## 〇市長

そうしましたら、3番目の「幼稚園、こども園を統合して、新たなこども園を整備する」 いう項目についても、一定、理解をしました。

今、案件1の、<u>資料1</u>の大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針素 案での、内容の議論でしたけども、総じて、ご意見、もしくは情報を共有しておきたいこ となどありますか。

教育長、何かございますか。

#### ○教育長

本日、教育委員会から、3つの取組方針をお示しいたしました。

様々な視点から、市長からは、ご意見、ご質問いただいたということで、私自身が率直に感じたことなのですけれども、これから市民の方々にこの実施方針を市がお示ししていくときに、市民の方々の本当に率直な受け取りであると感じました。そういう意味では、今後、丁寧に説明して、ご理解を得ていくということが、大変重要だと感じました。

特に、幼児教育の部分については本市の伝統がございます。10園から始まり、3年保育も他の自治体と比較して早期に実施してきました。また、市民の中には卒園生も非常に多くおられますので、本市の幼児教育の実績を踏まえて、引き継ぐ新たなこども園では、さらに、充実させていくことが必要と感じました。

本日ご提案した3つの実施方針ですけれども、いずれにいたしましても、子どもたちにとってよりよい保育教育環境の実現ということを、しっかり意識して進めていきたいと考えています。

#### 〇市長

より良い教育環境を整備していこうということですけども、教育委員会から、私や市長 部局に対して、何か要望はございますか。

#### ○教育委員

これはもう予算です。よりよい教育環境を整えるにはやはり予算が必要です。

#### 〇市長

要望としては承知しました。

とにかく、やはり今抱えている課題を、しっかり共通認識とすることが必要と思っていますので、これを解決するために大きく3点について、こういう取組みを実施していくと、今起こっている課題は解消されるのではないかという、答えの1つです。

ただ、課題を解決するだけではなく、やはり向こう10年、もしくは20年、30年を

見据えて、冒頭に言いましたように、大阪狭山市のこども園ではこんな環境で子どもたちを育ててくれているのか、小学校・中学校ではこんなことをやってくれているのか、と思っていただけるように。それがまた大阪狭山市の魅力になって、大阪狭山市の教育を受けさせたい、大阪狭山市で子育てをしたい、そういう人が増えてくるような取組みが必要であると思っていますので、そういう意味では、今回、これは1つの実施方針ということで、今説明いただきました。

しっかり市民の皆様にも、やはり説明をして、理解していただいて、ゆくゆくは協力していただけるような、学校園を作っていく必要があると思いました。

予算面についても、できる限り確保はしたいと思っていますが、ただ、冒頭にも言いましたように、市の公共施設、学校施設だけではなく、いろいろな公共施設の再配置も含めて、改修を見込んでいますので、そことの兼ね合いは必ず出てきます。

教育委員会の思いはしっかりと受けとめましたので、調整については、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、案件1については以上とさせていただきます。

それでは次に、案件の2「大阪狭山市教育振興基本計画の改定に伴う教育大綱の取り扱いについて」ということでございます。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

### ○事務局(政策推進部企画グループ課長)

まず、教育大綱の法的位置づけについて、資料2に基づき、ご説明申し上げます。

法的位置づけといたしましては、教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律 を根拠法令としており、地方公共団体の長が策定主体となり、策定は必須となっておりま す。

関係法令等抜粋をご覧ください。平成27年4月1日から施行されました改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項におきまして、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されております。

この条文の主旨は、地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有していること、また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっておりますことから、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることによりまして、地域住民の意向をより一層反映させるとともに、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることをねらいとしているものでございます

また、第2項において、大綱を定めるとき、または、変更しようとするときは、あらかじめ、この総合教育会議において協議するものとされております。

続いて、現在の本市の教育大綱と教育振興基本計画との関係について、改めて、ご説明申し上げます。

関係法令等抜粋に記載の教育基本法第17条では、第1項に、政府は教育振興基本計画 を定めなければならないことを規定しております。第2項では、地方公共団体はそれを参 酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。

そこで、本市においては、今後、本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、 学校園をはじめ、市民、地域、行政などすべての主体が連携しながら、目標を共有し、そ の達成に向けた取組みを推進するため、平成26年度に大阪狭山市教育振興基本計画を策 定しており、令和2年度から令和6年度の5年間においては、第2期計画期間中となって おります。

現在、令和7年度から5年間の新たな計画、第3期計画につきまして、今年度、令和5年度から策定に向けた取組みを進めているところでございます。

次に、関係法令等抜粋の一番下、文部科学省通知におきまして、下2行にありますとおり、「地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要がない」とされているところでございます。

本市におきましては、こうした文部科学省通知の内容も踏まえ、大阪狭山市教育振興基本計画において掲げている目標や、施策の根本となる方針の部分を大綱に該当するとし、 大阪狭山市教育振興基本計画策定後、その基本理念、基本方針、重点目標といった基本的な部分を、本市の地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めております。

なお、参考までに、<u>資料3</u>・<u>資料4</u>といたしまして、現行の本市教育大綱と、教育振興 基本計画の概要版をお配りさせていただいておりますので、別途、ご参照いただき、内容 についての説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

#### ○市長

ただいま事務局から説明がありました。

本市の教育大綱の策定の経緯等について説明がありましたけども、大阪狭山市教育大綱の基となります、教育振興基本計画が今年度から、見直しが進められているということであります。この教育大綱の法的な位置付けは資料2にありましたけども、策定主体は地方公共団体の長にあるということです。私、市長にあるということになりますので、これも先ほど説明にありましたけども、国の見解では、この教育大綱につきましては、総合教育会議において、地方公共団体の長が教育委員会と協議調整の上、この教育振興基本計画をもって大綱に代えると判断した場合は、大綱を策定する必要がないと示されているということであります。法的には、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じた地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされています。

以上のことから、私の意向といたしましては、これらの法の趣旨を踏まえますと、本市の教育大綱と、教育委員会が策定します教育振興基本計画が、整合、連携の図られた内容になることが最も望ましいものと考えています。

今後、この教育大綱の取り扱いについて、今策定中であります次期教育振興基本計画の 策定過程において、議論なされる内容や意見を聞きながら検討を進めていきたいと考えて います。 そこで、今後の教育振興基本計画の改定スケジュールについて、教育委員会事務局から 説明をお願いしたいと思います。

## ○教育部次長兼教育総務グループ課長

それでは、大阪狭山市教育振興基本計画の今後の改定スケジュール等について、ご説明させていただきます。 資料5をご覧ください。

これまでの作業状況といたしましては、昨年9月末に本計画の改定の支援をいただくコンサルタント会社と契約を締結し、現計画の達成状況の分析、改定に向けた関係計画等の整理を適宜進めているところでございます。また、教育振興基本計画の策定等に関しましては、市附属機関設置条例に基づき、学識経験者、公募市民、保護者の代表、社会教育委員、関係団体の代表、市内各学校園長の代表で構成する教育振興基本計画策定委員会を設置し、去る2月13日に第1回目の会議を開催し、策定方針、スケジュール等について確認し、年度内に実施する市民及び教職員アンケートの内容等について審議していただいたところでございます。なお、同委員会は、今年度の1回を含めて、来年度までの2ヵ年で合計6回程度開催し、計画改定素案等について、審議いただきたいと考えております。

開催予定といたしましては、令和6年5月頃に第2回目として骨子案の検討や市民アンケートの結果分析の報告、7月頃に第3回目として骨子案の確定、9月の第4回目と11月の第5回目に計画案の検討を行っていただき、令和7年1月に第6回目として最終案のとりまとめを行っていただくという予定で開催してまいりたいと考えております。

なお、策定委員会で調査研究のうえ、ご審議いただいた計画案等につきましては、市の 内部組織で構成します検討委員会でも協議・検討し、パブリックコメントを経たうえで次 期計画の最終案とさせていただきたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

#### 〇市長

ただいま教育委員会事務局から説明があったように、この教育振興基本計画の最終版の 取りまとめを行うまでに、次年度中に5回程度の教育振興基本計画策定委員会を開催する ということでありました。この骨子案がまとまる夏ごろと最終案が示される冬ごろに、そ れぞれ、この総合教育会議を開催させていただけたらと思っています。

その時にまた改めて、教育委員の皆さんといろいろと意見交換だけができればと思います。それらを踏まえて、今後の教育大綱の見直し、もしくは取扱方針を決定していきたいと考えていますが、教育委員の皆さんどうでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ○教育委員

前回教育振興基本計画を策定したときには、こども基本法もこども大綱もなかったのですが、令和5年4月からこども基本法、12月にこども大綱ができております。

子どもに関わりのあることはやはり子どもに意見聴取をするというのが、今、これから、 私達が取っていかなければならない子どもとの関わりだと考えたときに、例えばこの計画 はやはり子どもにすごく関わることです。

ですので、パブリックコメントで、これまで通り募集して、子どもも何か言いたかったら言ってきてくださいということではなく、やはり子どもたちにわかるように説明をした上で、子どもの意見を聴取する機会を設け、子どもからもパブリックコメントをいただけるように工夫をしながら、策定していくと。新しい教育振興基本計画をもう1度作るとい

うときには、何か工夫していただけるようなことがあれば、大阪狭山市の子ども達が、市 の政治やいろいろな仕組みにもっと関心持ってくれるのではないかと思います。

#### 〇市長

大事な視点だと思います。教育はやはりすべての方が受ける権利があるものですので、 大人であろうが子どもであろうが、しっかり説明をして、意見を聞いて、将来的な計画を 策定していくというのは大事なことです。

教育振興基本計画策定のスケジュールの中に、パブリックコメントがありますけれども、 行う前後には、今、委員からあったように、子どもたちからの意見を聞く機会を何がしか の形で作っていただけたらと思います。

教育委員会事務局としては、いかがですか。

#### ○教育部次長兼教育総務グループ課長

今いただきましたご意見につきましては、教育振興基本計画策定委員会にも共有させていただきまして、パブリックコメントの手法をどのようにしていくかということについてご協議いただいた上で決定していきたいと考えております。

## ○市長

よろしくお願いしておきます。

そうしましたら、また、総合教育会議を開催させていただきたいと思いますので、改めてご案内させていただき、今後の教育大綱の取り扱いについては、次期本市教育振興基本計画の改定内容を踏まえ、来年度の総合教育会議において方針等を決定していくことといたします。

そうしましたら、案件2については以上ということにいたします。

最後に、その他ということですけども、何か、まず事務局から何かございますか。

### ○事務局(政策推進部企画グループ課長)

事務局からは特にその他の案件等はございません。

### ○市長

そうしましたら、教育委員の皆さんから、何かその他でございますか。

私から1点だけ確認しておきたいと思います。今、委員からも市民の方からの意見を聞くというお話がありました。そういう中で、先ほどのこの案件1の中で実施方針が示されまして、大きく3つの柱、今は素案という段階ですけれども、この「素案」が取れる時期、また「素案」を取るためにはどういう手続きを今後経て行こうとしているのか。要は市民の意見を聞く機会、パブリックコメント等を今後どう考えているのか、教育委員会事務局として、お答えいただけたらと思います。

#### ○教育部長

まずこの実施方針の策定時期について、公共施設の再配置計画の策定時期が令和6年9 月末を予定と聞いております。こちらの実施方針につきましても、公共施設の再配置との 調整もございますので、策定時期を合わせるような形でと考えております。

また、市民の意見を聞く機会ということにつきましては、まずは4月の段階で、市民意見募集という形でお声を聞かせていただく予定となっております。その後も、大阪狭山市公共施設再配置方針の策定の取組みと併せて市民の声を聞く機会を設けていきたいと思いますので、スケジュールを検討してまいります。

### ○市長

しっかりと市民の声を聞いて、その声を反映した上で、いろいろな実施方針、今後の計画を含めて策定をお願いしたいと思います。

そもそも、大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会から示された答申書もありますし、その答申書を基に作られた基本方針があります。基本方針の中にも「市民の理解を得て」とか、「市民の声を聞いて」とか「地域の声を聞いて」という言葉がいろいろなところに書かれてあります。やはりそれが大事だと思いますので、その基本方針、それに基づいた取組みを今後進めてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

そうしましたら、以上をもちまして、大阪狭山市総合教育会議を終了させていただきた いと思います。

いろいろと熱心なご意見、意見交換させていただき、ありがとうございました。 以上で終了いたします。